

内閣府犯罪被害者等施策推進室

要望番号 1 1 「地方公共団体における犯罪被害者等に対する給付・貸付制度の導入促進」に対する見解

犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度等各種給付制度が存在しているものの、犯罪被害者等が置かれた状況をかんがみれば、経済的負担の更なる軽減を図る必要がある。また、見舞金の給付や緊急に必要な資金の貸付等による地域社会からの支援は、犯罪被害者等の精神的被害の軽減にも資するものである。

したがって、犯罪被害者等施策の充実のためには、地方公共団体における犯罪被害者等に対する給付・貸付制度の導入促進を図っていくことが適当と考えられる。

内閣府においては、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議、地方公共団体職員向け研修会等を活用し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する給付・貸付制度の導入を要請することとする。